

「胆振東部地震被災森林復旧指針」(案)の概要

I 指針策定の考え方

胆振東部地震により広範囲にわたり大規模に崩壊した森林では、樹木が生育するために必要な栄養分を含む土壌が崩落している場合が多く、被害発生から2年が経過した現在でも森林造成は一部にとどまっていることから、森林造成実証試験により得られた新たな知見を活用し、胆振東部森林再生・林業復興連絡会議の構成員が一体となって、被災森林の一日も早い復旧を図るため、森林造成の手法や復旧事業の進め方を明らかにする指針を策定。

II 被災森林の概要

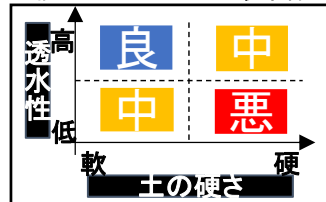
- 【現状】
- 被災森林は約4千haと大規模であるが、森林の造成はほとんど進んでいない。
 - 崩壊した森林における効果的な復旧方法について、道総研・林業試験場において実証試験を実施。
- 【特徴】
- 被災箇所は、森林土壌が崩壊しており、植物の育成には非常に厳しい土壌条件。
 - レーザ測量の結果、崩壊した斜面の傾斜は30度以上の箇所が5割以上。

III 実証試験の成果

○土壌調査

- 土壌硬度と透水性により土壌条件を「良・中・悪」に区分
- 「良・中」が5割、「悪」が5割

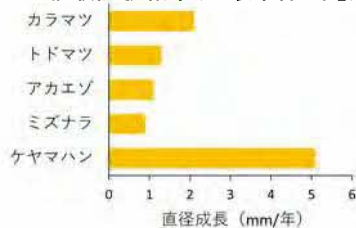
■植生基盤としての土壌条件



○植生調査

- 植栽したカラマツとケヤマハンノキの成長が良好
- ケヤマハンノキ、カラマツの天然更新が良好

■植栽試験結果(土壌条件「中」)



IV 復旧手法の基本的な考え方

土壌条件と傾斜に応じた復旧手法

土壌条件	崩壊斜面		堆積地
	30°未満	30°以上	
良	植林による復旧を基本に検討	天然更新による復旧を基本に検討	植林による復旧を基本に検討
中			
悪			

主な復旧手法による区域区分と植林可能面積

単位：ha

区域区分	崩壊斜面	堆積地	うち植林可能
総合対策区域	1,765	265	560
植林区域	2,178	300	870
自然回復区域	228	33	80
合計	4,171	598	1,510

V 森林復旧の進め方

進め方のポイント

- ◆道有林が率先して復旧を実践し、地域の森林所有者等に復旧方法を普及。
- ◆道は森林組合等と連携し、森林所有者への戸別訪問等により経営意欲を喚起。
- ◆植林に使用される苗木や労働力は、関係団体と連携し、広域的な調整を図りながら確保。
- ◆崩壊地が集中している区域では、治山事業や分収造林方式などによる森林復旧も検討。

復旧手法

○植林

- 土壌条件が良好な崩壊斜面及び堆積地

<苗木の確保>

- 林業関係団体で構成する北海道林業用種苗需給連絡会議と連携し、必要となる苗木の生産と確保を図る
- 植栽適期が長く労務の分散等が可能なコンテナ苗の活用も検討

<労働力の確保>

- 労働力不足が見込まれる場合は、林業関係団体と連携し、広域的な応援体制を構築

○緑化

- 急傾斜地のうち、保全対象への影響のおそれがある箇所

○自然回復

- 崩壊面積が小さく、周囲の天然林から種子の供給が期待できる崩壊斜面等

路網整備

○森林作業道等

- 被害木の処理や植林等が計画されている地区から実施

森林所有者支援

○経営意欲の喚起

- 戸別訪問や林業経営相談会開催により、所有者の不安解消や経営意欲を喚起

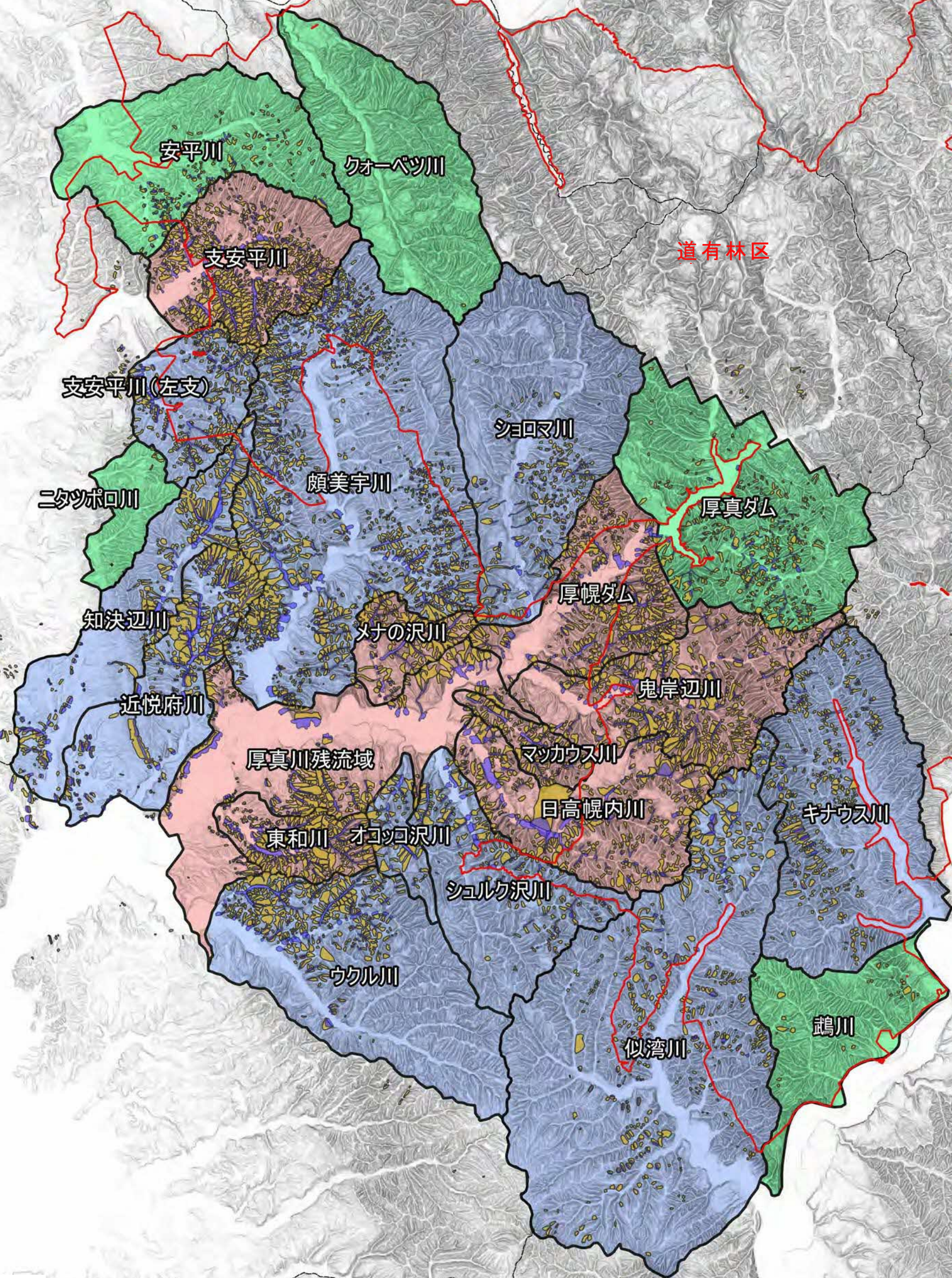
実施計画

復旧箇所ごとの具体的な事業計画

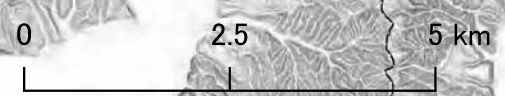
推進体制

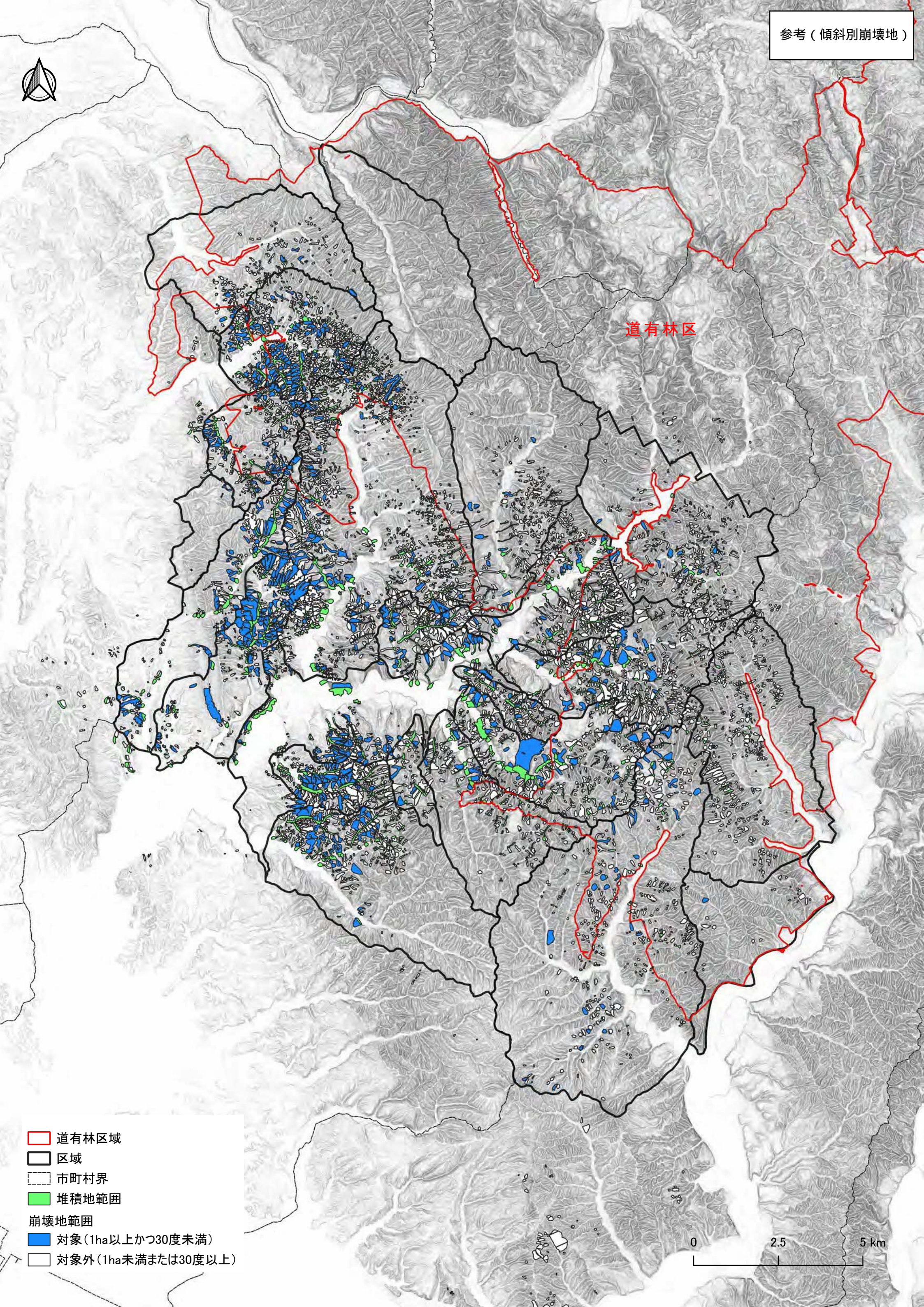
○復興連絡会議

- 森林復旧事業の進捗状況を踏まえ必要な対策を講じ、着実に復旧を推進
- 新たな知見等が得られた場合は、随時、実施計画を見直すなど、常に最適な方法で復旧を図る



- ▭ 道有林区
- 市町村界
- 堆積地範囲
- 崩壊斜面範囲
- 区域区分
- 総合対策
- 植林
- 自然回復





道有林区

- 道有林区
- 区域
- 市町村界
- 堆積地範囲
- 崩壊地範囲
- 対象(1ha以上かつ30度未満)
- 対象外(1ha未満または30度以上)

0 2.5 5 km